

札幌市避難場所運営マニュアル（抜粋版）

○ 避難場所の種類

札幌市では、避難場所として「一時避難場所」、「収容避難場所」、「広域避難場所」を指定しています。

避難場所の種類	
<一時避難場所> 災害が発生して一時的な避難が必要なときに、家族や近所の人の安全を確保する場所として、地域の公園などを指定しています。	
<収容避難場所> 冬の災害や、長い時間避難（生活）が必要な場合に、身体や生命を守る場所として、学校や地区の会館などを指定しています。	
基幹避難所	<ul style="list-style-type: none">市立小中学校等の市有施設に開設される収容避難場所一定規模（震度6弱以上の震災等）以上の災害が発生した場合に、夜間・休日でも市職員等が参集市立小中学校の場合、体育館のほか多目的室などを指定
地域避難所	<ul style="list-style-type: none">地域に身近にある民間施設、国・道有施設、基幹避難所以外の市有施設で、施設を提供することを施設管理者が承諾している施設一定期間経過後は基幹避難所へ統合
<広域避難場所> 大規模な火災が発生したとき、炎や煙から身を守り、安全を確保する場所として、大規模な公園などを指定しています。	



○ 収容避難場所の機能

避難場所は、災害時において、住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらには一時的に生活する施設として重要な役割を果たします。

特に、高齢者や障がいのある方、乳幼児、妊産婦、外国人など（以下「災害時要援護者」という。）にとっては、急激な生活変化となることから、支援にあたっては十分な配慮が必要です。

また、避難者の一人ひとりの人権を尊重しプライバシーの確保を図るとともに、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分に配慮することも必要となります。

収容避難場所における主な生活支援の内容

(1) 安全・生活等

① 安全の確保

余震による住家の倒壊の恐れがある場合など、災害時において、安全な施設に、迅速・確実に避難者を受入れ、生命・身体の安全を確保します。

② 生活場所の提供

住家の倒壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間にわたって、生活の場を提供します。季節や期間に応じて、暑さ・寒さ対策や炊事、洗濯等のための設備のほか、プライバシーへの配慮等生活環境の改善が必要となります。

③ 食料・水・生活必需品等の提供

避難者に非常食や食材、飲料水、毛布、生活必需品等の提供を行います。また、ライフラインの途絶等で食料・物資を調達できない場合には、在宅の被災者に対してこれらの提供を行います。

(2) 保健、医療、衛生

① 健康の確保

避難者の傷病の治療や健康相談等の保健医療サービスの提供を行います。初期は緊急医療、巡回健康相談等が中心となりますが、やむを得ず避難場所生活が長期化した場合は、心のケア等が重要となります。

② 衛生的環境の提供

避難者が生活するうえで必要となるトイレ、風呂・シャワー、ごみ処理、防疫対策など、衛生的な生活環境を維持します。なお、避難生活が続く限り継続して必要となります。

(3) 情報、コミュニティ

① 情報の提供・交換・収集

避難者に対し、災害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行えるようにします。また、避難者の安否や被災状況、要望等に関する情報を収集し、行政機関等外部へ発信します。

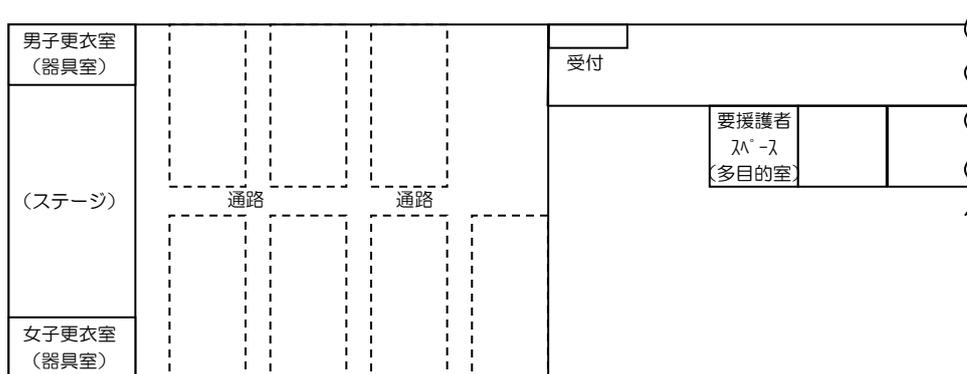
② コミュニティの維持・形成

避難している近隣の住民同士が、互いに励まし合い、助け合いながら生活することができるよう従前のコミュニティを維持する必要があります。なお、避難が長期化した場合は、コミュニティ形成の重要性が高まります。

○ 避難スペースの設定

- (1) 避難者の生活スペースは原則として体育館とし、避難者1人あたりの面積は大人が横になって寝ることができるよう概ね2㎡を目安とします。
また、避難者の生活スペース内は、車椅子が通過できるよう80cm以上の通路を確保してください。
- (2) 体育館以外については、様式3「避難所の開放スペース等」を参考に、市職員と施設管理者が協議し、必要に応じて避難スペースを設定します。
- (3)～(4) (略)

【例】



○ 避難所の開設

(1) 受付の設置

①～② (略)

- ③ 避難者名簿(様式4)を準備し、避難者に記載をお願いするとともに、改めて場所割を行います。場所割はできるだけ同じ地域の方が集まるようにしてください。このとき、災害時要援護者については、状況に応じて、障がい者用トイレに近い場所を割り当てるなど配慮してください。

(2) 生活班の編成

- ① 避難所で団体生活を送るための単位として、生活班を編成します。生活班はなるべく町内会・自治会などをベースに編成し、「◎◎町内会」や「◎◎町第◎班」等の名称をつけます。
- ② 町内会・自治会の範囲による班編成ができない場合は、居住地域を考慮しながらできるだけ顔見知り同士が集まるようアドバイスし、避難者自身に組織してもらいます。
- ③ 観光客など、もともと地域内に居住していない避難者は、まとめて班を編成します。

○ 活動グループ

- ・ 活動グループは避難所で行う作業を種類別に分担して行うもので、各生活班から選出されたメンバーで構成されます。
- ・ 各グループでリーダーと副リーダーを決め、リーダーは運営委員会にメンバーとして参加します。(避難所開設当初は、市職員が暫定的に活動グループのリーダーを担い、その後避難者に引き継いでください。)

(以下、略)

<活動グループ一覧>

活動グループ	主な役割
①総務グループ	<ul style="list-style-type: none">・ 区災害対策本部との連絡調整・ 避難所のレイアウトに関すること・ 運営委員会の事務局・ 取材（マスコミ）対応
②名簿グループ	<ul style="list-style-type: none">・ 避難者名簿の作成、管理・ 郵便物、宅配物の取次ぎ・ 安否確認等問い合わせ、訪問者への対応
③情報グループ	<ul style="list-style-type: none">・ 情報収集・ 在宅避難者などへの情報発信・ 避難所内における情報伝達
④食料・物資グループ	<ul style="list-style-type: none">・ 食料、物資の調達・ 食料、物資の受入、管理、配給
⑤施設管理グループ	<ul style="list-style-type: none">・ 避難所の安全確認と危険箇所への対応・ 防火、防犯・ バリアフリー
⑥救護グループ	<ul style="list-style-type: none">・ 避難所内への救護室の設置・ 病人、けが人、災害時要援護者への対応・ 災害時要援護者相談窓口の設置・ 遺体の安置・ 避難者の健康維持のための働きかけ
⑦衛生グループ	<ul style="list-style-type: none">・ 生活水の確保・ ごみに関すること・ トイレに関すること・ 掃除に関すること・ ペットに関すること・ 疾病などの予防
⑧ボランティア統括グループ	<ul style="list-style-type: none">・ ボランティアニーズの把握・ ボランティアの受入、管理